

# 「工事関係書類等の適正化指針(案)」への意見に対する回答

No.	事例及び回答一覧	主なケース	意見			意見を踏まえ指針に記載 ※斜体:記載文
			県	立場	内容	
1	協議書(協議指示等)	①ケース1	香川県	①受注者	2-1協議書(協議・指示等) 指示書は、事務所が作るのか出張所が作るのかわかりませんが、指示しなくてはいけないところ(図面の欠落、修正等)は指示してほしい。	工事関係書類等の適正化指針を徹底させます。
2	協議書(協議指示等)	①ケース1	徳島県	①受注者	約款上、受注者協議ではない案件を協議にして出してほしいという要望がいまだにあり、書類作成マニュアルに記載しても、効果が不明確である。	
3	協議書(協議指示等)	①ケース1	愛媛県	③支援業務者	概算発注の対応は契約後発注者で指示資料を作成しとあるが、資料は受注者さん行ってもらい指示書を発注者で作成する。必要経費は変更契約対象。	<p>(一つ目の◎の後)</p> <p>◎照査を踏まえ相違がある場合は、設計施工調整会議や設計変更協議会などを有効に活用し、指示が迅速に対応できるようにします。</p> <p>やむを得ない場合において依頼することを明記</p> <p>◎18条で通知を受け、工事目的物の変更が伴うことを確認した場合は、設計が必要な場合を含め発注者側で行いますが、コンサルタント等に依頼する場合、契約も含め相応の日数が必要となるケースなども想定されることから、やむを得ない場合においては、受注者側に依頼する場合があります。</p> <p>◎設計等に時間を要する場合は、必ず指示予定日を通知するように指導します。</p> <p>なお、これに伴い、設計に必要な経費(受注者やコンサルからの見積等)及び工期延期の必要が生じた場合については、変更契約にて対応します。</p>
4	協議書(協議指示等)	①ケース1	—	①受注者	発注者が指示書に必要な書類を作成してくれるのはありがたいが、作成があまりに遅いので設計に反映されるのか、単純にお金をくれるのか怖い。	◎指示は、その都度、契約変更を行うことが原則であることを踏まえ、少なくとも、概算金額について明示するよう徹底させるとともに、土木工事書類作成マニュアル「2-1工事打合わせ簿(1)1)指示」に「なお、指示を行う場合において、概算金額算出など時間を要するものは、追って通知するなど、現場作業に遅れが生じないように留意すること。」を追記します。
5	協議書(協議指示等)	①ケース1	愛媛県	③支援業務者	総括打合せの指示資料のうち、誤謬・脱漏等の発注図書の修正は発注担当課にて行ってほしい。	業務内容については、支援業務共通仕様書等のおりであるが、役割分担については、下記を基本とする。実施については監督職員と発注担当課で調整してください。(ケースバイケース)
6	協議書(協議指示等)	①ケース1	徳島県	③支援業務者	2-1協議書(協議・指示等)【ケース2】 総括打合せにおける協議事項の取り扱い →総括打合せ時の回答で『別途指示する』指示書の作成を、事務所によっては発注担当課の技術資料が作成したり、工事監督支援の現場技術員が作成したりバラバラになっている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現場条件変更に伴うもの: 監督支援</li> <li>・追加や設計条件に伴うもの: 技術資料作成</li> </ul>

# 「工事関係書類等の適正化指針(案)」への意見に対する回答

No.	事例及び回答一覧	主なケース	意見			意見を踏まえ指針に記載 ※斜体:記載文
			県	立場	内容	
7	協議書(協議指示等)	①ケース1	徳島県	①受注者	最近の設計変更では、発注者が数量計算書を作った項目はほとんどなく、受注者任せになっているとともに、受注者がつくるのが当然というスタンスである。加えて、数量計算書に出来高数量が分かる立会の写真までを添付することが求められた。	工事関係書類等の適正化指針を徹底させます。 土木工事共通仕様書3-1-1-7により、「受注者は、出来形測定の結果を基に、土木工事数量算出要領(案)及び設計図書に従って、出来形数量を算出し、その結果を監督職員からの請求があった場合は速やかに提示するとともに、工事完成時までに監督職員に提出しなければならない。」と記載しており、出来高数量としては、引き続き作成をお願いします。 なお、出来高数量において、写真を根拠としているものは提出を求めることがあります。 また、出来高ではない変更契約するための変更数量については事前に作成をお願いします。
8	協議書(協議指示等)	①ケース1	高知県	①受注者	図面作成は要求しないとあるが、設計業務からの漏れで詳細設計がない場合や現地と不整合である場合などは成果品が出てくるのに時間がかかり、工事が一時中断することがある。軽微なものであれば、受注者へ指示として図面の作成依頼をしていただいたほうが早くなることもあるため臨機応変な対応をして頂きたい。	工事関係書類等の適正化指針を徹底させます。
9	協議書(協議指示等)	①ケース1 ケース3	徳島県	③支援業務者	設計変更 変更図面の作成について記載が必要と思われる。根拠資料の提出等が無ければ変更図面の作成が出来ない。数量計算作成時に変更図面が無いと根拠確認が出来ない。	工事関係書類等の適正化指針を徹底させます。土木工事共通仕様書3-1-1-7により、「受注者は、出来形測定の結果を基に、土木工事数量算出要領(案)及び設計図書に従って、出来形数量を算出し、その結果を監督職員からの請求があった場合は速やかに提示するとともに、工事完成時までに監督職員に提出しなければならない。」と記載しており、出来高数量としては、引き続き作成をお願いします。 なお、出来高数量において、写真を根拠としているものは提出を求めることがある。 (出来高ではない設計変更数量についてはケースバイケース) ◎協議書の添付資料については、必要最小限にすることを徹底します。 ◎必要最小限な資料は、土木工事共通仕様書1-1-1-3 2.設計図書の照査に記載されているとおり、事実が確認できる資料を提出するものであり、その資料には、「現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は、監督職員から更に詳細な説明または資料の追加の要求があった場合は従わなければならない」とされています。
10	協議書(協議指示等)	①ケース2	愛媛県	①受注者	総括打合せでは、ある程度の主体的で具体的な指示が出せるように準備をお願いしたい。そのためには、総括のための事前協議をしても良い。着工が工事開始後30日以内と期限が切られているのに、具体的な指示は後日…とただの時間のロス。その割には工事開始後には施工を急かすような発言もあつたりと、発注者の言動が一致していない。	◎速やかに、総括打合せ等において具体的な指示が出せるように、事前調整を行うなど、指示に関する事前準備等に努めることを周知徹底する。 なお、総括打ち合わせにおいては、協議書として土木工事共通仕様書1-1-1-3 2.設計図書の照査に記載されているとおり、事実が確認できる資料により実施するものとする。

# 「工事関係書類等の適正化指針(案)」への意見に対する回答

No.	事例及び回答一覧	主なケース	意見			意見を踏まえ指針に記載 ※斜体:記載文
			県	立場	内容	
11	協議書(協議指示等)	①ケース2	高知県	③支援業務者	総括打合せにおける協議事項の取り扱いについて、「内容は概括的」とありますが、どの程度の内容なのか、概算金額の程度など不明です。	◎基本的には総括打合せ指示としますが、構造変更による設計検討が必要な場合などにおいては概括的な指示とし、詳細については発注担当課または主任監督員の指示とします。 なお、概括的な指示とは、内容にもよりますが、指示となる旨及び現場条件や構造変更等に対する指示する予定日等を伝えることを指しています。 ◎指示資料は発注者にて作成しますが、土木工事共通仕様書1-1-1-3 2.設計図書の照査に記載されているとおり、事実が確認できる資料が提出されていることが前提となります。
12	協議書(協議指示等)	①ケース2	高知県	③支援業務者	総括打合せ時協議指示における内容で、概括的な指示でも可能とあるが、詳細については再度資料作成をしている。概括的な協議指示で認めてもらいための資料はどの程度の資料が必要なのか、また軽微なものや数量増減のものは変更時に対応はできないのか。	工事関係書類等の適正化指針を徹底させます。
13	協議書(協議指示等)	①ケース2	愛媛県	①受注者	総括打合せ時の回答ですが、「協議、指示とします」という回答を頂いています。改めて協議しているのが実状です。他地整では総括打合せ自体がありません。	工事関係書類等の適正化指針を徹底させます。
14	協議書(協議指示等)	①ケース3	愛媛県	①受注者	協議資料の作成も以前と変わりありません。協議の必要がない工事発注を望みます。	◎協議書の添付資料については、必要最小限にすることを徹底します。 ◎必要最小限な資料は、土木工事共通仕様書1-1-1-3 2.設計図書の照査に記載されているとおり、事実が確認できる資料とする。また、受注者は、監督職員から更に詳細な説明または資料の追加の要求があった場合は従わなければならない」とされていますが、過度な要求をするものではないことも合わせて徹底します。 なお、設計図書については、詳細な図面を付けるほか、寸法等明示すべき項目が不足しないよう、その充実に努めるよう指導します。
15	協議書(協議指示等)	①ケース3	愛媛県	①受注者	協議書は「誰が見ても分かる書類」にすると添付資料が増え以前と変わらない。	
16	協議書(協議指示等)	①ケース3	—	①受注者	協議書の添付書類で、必要最小限のわかりやすい資料は時間がかかるのではない。	
17	協議書(協議指示等)	①ケース1 ②ケース3	愛媛県	③支援業務者	適正化指針における発注者と受注者の役割が明確化され、本来発注者が行うべきことを発注者が行うこととなり我々工事監督の業務量は増えたと感じる。そのような中において、発注者内での工事監督と技術資料作成との役割分担について具体的に確認したい。できれば詳細な取り決めをお願いしたい。	業務内容については、支援業務共通仕様書等のおりであるが、役割分担については下記を基本とする。実施については監督職員と発注担当課で調整してください。 (ケースバイケース) ・現場条件変更に伴うもの:監督支援 ・追加や設計条件に伴うもの:技術資料作成

# 「工事関係書類等の適正化指針(案)」への意見に対する回答

No.	事例及び回答一覧	主なケース	意見			意見を踏まえ指針に記載 ※斜体:記載文
			県	立場	内容	
18	発注内容・設計照査	②ケース1	愛媛県	①受注者	2-2 発注内容・設計照査【ケース1】にあるように、発注時より工事変更を予定している場合は、発注内容に入れて載きたい。受注後の変更には多くの時間と労力が必要となる為。	(2つめの◎の後) ◎当初発注に反映できなかった場合においては、速やかに、総括打合せ等において具体的な指示が出せるように、事前調整を行うなど、指示に関する事前準備等に努めることを周知徹底します。
19	発注内容・設計照査	②ケース1	高知県	①受注者	今回工事ではありませんが、設計変更を予定しているものは当初発注に反映していただきたいと思います。機械・電気設備(整備)工事の場合、変更内容によっては製品製作納期管理・製品メーカーへの新規発注・施工体制台帳の作成等、労力と時間を要します。	
20	発注内容・設計照査	②ケース1	愛媛県	①受注者	発注後の追加工事を減らして頂きたいです。機器も納期等が掛かりますので、完成は工期ギリギリになってしまいます。	
21	発注内容・設計照査	②ケース1	香川県	①受注者	2-2 発注内容・設計照査 現場条件により時間的制約を受ける工種について、当初から把握しているに特記仕様書等に明記が無く、設計単価にも割増補正がなされていない。	
22	発注内容・設計照査	②ケース1	—	①受注者	今回工事を受注した直後、職員さんへ挨拶に言った時にいきなり設計変更を要求されたが丁重にお断りした。落札直後の挨拶でいきなり設計変更するのはひどい。それを受け入れなければならないのであれば、入札に参加しない。	
23	発注内容・設計照査	②ケース1	香川県	①受注者	過年度工事の内容が全然当初発注に反映されていない。	
24	発注内容・設計照査	②ケース1	徳島県	③支援業務者	協議で、内容がハッキリしていて、指示書スタートでも問題ない書類については、協議をだして貰うまでもなく、指示スタートで良いのではと思うことがあるが、事務所に協議スタートにしてくれと言われる。	
25	発注内容・設計照査	②ケース2	高知県	①受注者	取合部などは発注図に計画詳細の記載がないことが多く成果資料から拾い出しを行う必要がある。「成果資料から根拠を見つけるのは発注者にて行う作業」となっているが、現状では受注者が莫大な数の資料から該当箇所の計画を拾い出し、検討・作成している。	
26	発注内容・設計照査	②ケース2	愛媛県	①受注者	説明資料作りの負担が大きいです。発注後の疑義の少ない発注資料の作成をお願いしたいです。	
27	発注内容・設計照査	②ケース2	高知県	①受注者	6径間の橋梁を3分割して発注する場合、設計コンサルは6径間通しての設計図面となっているが、発注図面は施工範囲を2径間分に絞って発注図に手を加えているので照査時に資料作成に時間がかかる。発注図のCADデータも貸してもらいたい。	

# 「工事関係書類等の適正化指針(案)」への意見に対する回答

No.	事例及び回答一覧	主なケース	意見			意見を踏まえ指針に記載 ※斜体:記載文
			県	立場	内容	
28	発注内容・設計照査	②ケース2	愛媛県	③支援業務者	発注担当課は、監督部署へも成果資料からの根拠を示してほしい。	業務内容については、支援業務共通仕様書等のおりであるが、役割分担については、監督職員と発注担当課で調整してください。(ケースバイケース)
29	発注内容・設計照査	②ケース2	愛媛県	①受注者	設計図書との照査を行う為の資料作成に時間を要するので、発注図(横断図・縦断図等)に各種寸法(幅員・法長等)及び計画高さ(路面・排水等)の明示をしてほしい。	工事関係書類等の適正化指針を徹底させます。
30	発注内容・設計照査	②ケース3	香川県	①受注者	2-2発注内容・設計照査 まだまだ、発注図が概算設計となっています。発注図のまま工事に掛かれる図面としてほしい。 発注すれば業者が何とかするだろう、「協議→指示で対応します」と言うような発注の方法は辞めてほしい。 現場が掛かれるようになるまでに多大な労力と人件費が必要となる。	(2つめの◎の後) ◎やむを得ず、概算発注となる場合は、速やかに、総括打合せ等において具体的な指示が出せるように、事前調整を行うなどを周知徹底します。
31	発注内容・設計照査	②ケース3	高知県	①受注者	概算発注は原則行わないとあるが、地元住民の要望もあり、計画が大幅変更になっている。 しかし工事中止命令には至っていない。	
32	発注内容・設計照査	②ケース3	徳島県	③支援業務者	概算発注において、契約後の指示資料作成するにあたり、出先の現場技術員が作成するには工事が始まっており、時間的にも労力的にも余裕がない。公表から契約までに事務所の方で資料作成しないと後手作業となり、何倍もの労力を必要し、担当工事が多いと手が回らない。	業務内容については、支援業務共通仕様書等のおりであるが、役割分担については下記を基本とする。実施については監督職員と発注担当課で調整してください。(ケースバイケース) ・現場条件変更に伴うもの:監督支援 ・追加や設計条件に伴うもの:技術資料作成
33	発注内容・設計照査	②ケース3	高知県	③支援業務者	概算数量での指示が大半を占めるため、発注図面の作成、数量計算書の作成が発生する。	
34	発注内容・設計照査	②ケース3	高知県	③支援業務者	協議指示内容により、契約図面を修正追記変更して指示図面を作成している。指示図面の作成に多くの時間がとられるため、現場技術員本来の業務(立会・施工状況把握)ができない。	
35	発注内容・設計照査	②ケース3	徳島県	③支援業務者	概算発注の設計後の書類作成等を少なくしてほしい。	
36	発注内容・設計照査	②ケース3	高知県	③支援業務者	概算発注で施工する工種、数量等の検討について、依然概算発注が多く、抜け修正が多分に有り現場での指示書類の作成が膨大になっておいて、本来の業務支援がおろそかになる可能性があります。	
37	発注内容・設計照査		愛媛県	①受注者	3Dデータ作成に時間と費用を要するので、発注時に3Dデータを設計図書に入れてほしい。	ICTの活用にあたって、3Dデータ作成する費用は、特記仕様書に記載しているとおり、「必要と認められる経費については変更契約の対象」となっておりますので、協議ください。 なお、将来には、すべての工事データは3Dデータに移行予定です。
38	地元、関係機関協議・支障物件	③ケース1	徳島県	①受注者	関係機関との協議は、発注者が事前協議を実施していると協議等がスムーズに進むのでより実施して戴きたい。	工事関係書類等の適正化指針を徹底させます。

# 「工事関係書類等の適正化指針(案)」への意見に対する回答

No.	事例及び回答一覧	主なケース	意見			意見を踏まえ指針に記載 ※斜体:記載文
			県	立場	内容	
39	地元、関係機関協議・支障物件	③ケース2	高知県	③支援業務者	境界確認の対応が「適正化指針」と「共通仕様書」で合っていない。 指針-地権者・発注者・受注者の3者確認 共通仕様書(河川編)-受注者が発注者に確認(共6-3-8-4) 共通仕様書(道路編)-施工前・後に受注者が地権者に確認、その結果を発注者に報告(共10-2-12-3)	◎工事が境界内に納まっているかの確認もあるため、地権者・発注者・受注者3者での確認を行います。地権者との交渉は発注者が行うことを徹底します。なお、施工にあたっては、土木工事共通仕様書(6-3-8-4、10-2-12-3)に基づき実施するものとします。
40	地元、関係機関協議・支障物件	③ケース2	高知県	③支援業務者	「官民境界確認書」は書類作成の根拠となる「工事関係書類一覧表(土木マニュアルP4~7)」には記載されていない。 工事で必要であれば特記又は共通仕様書等に記載が必要であり、必要ないのであれば発注者が「官民境界確認書」を作成し地権者・発注者の2者確認となるのではないかと。	正式な「官民境界確認書」は工事関係書類という扱いはしていない。
41	地元、関係機関協議・支障物件		高知県	①受注者	工事受注までの工事・地元関係者との協議・調整事項がある工事については、協議・調整内容を受注業者に通知してもらいたい。通知してもらい内容を知る事により、打合せ・調整がスムーズになります。	地元・関係機関との調整事項がある場合は、条件明示に努めるとともに、総括打合などで周知を行います。
42	施工計画・施工管理体制	④ケース1	徳島県	①受注者	施工計画書の過度な作り込みは不要とあるが、技術検査等の検査官によって、施工計画書に記載すべきとされる内容に差異がある。	工事関係書類等の適正化指針を徹底させます
43	施工計画・施工管理体制	④ケース1	高知県	①受注者	土木工事書類作成マニュアルには、軽微なものを除き記載するとなっています。軽微なものが判断しづらい為、工事数量総括表のすべての工種において施工方法等記載しています。施工数量が少ない工種または、U型側溝及びガードレール等単純な構造物については特記仕様書とくに記載がない場合、省略としたい。当初施工計画書で単純な工種の記載を省略することで、変更施工計画書も省略することができる。	施工計画書は、土木工事共通仕様書(1-1-1-4)において「受注者は、工事着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督職員に提出しなければならない。」と規定されており、主要な工種において施工方法を作成する必要があります。 なお、「軽微なもの」とは、変更施工計画書の提出する場合の条件として記載しているものであり、工期や数量等の軽微な変更の場合である。
44	施工計画・施工管理体制	④ケース2	徳島県	①受注者	労働保険加入状況、ネガティブ情報などは施工体制の書類は確認方法を問われるので添付していますが、必要はないのでは。	◎添付すべき書類は、「土木工事書類作成マニュアル」によるものとしますが、重複する書類については、省略することができます。 ◎なお、発注者が施工体制を適切に把握するため、「工事現場等における施工体制の点検要領」及びその運用に基づく点検にはご協力をお願いします。
45	施工計画・施工管理体制	④ケース2	高知県	①受注者	運輸業の施工体制台帳を作成しなくてよくなったので簡素化に繋がり、良いと思う。	引き続き、工事関係書類等の適正化指針を徹底させます。
46	施工計画・施工管理体制	④ケース2	愛媛県	①受注者	提出書類に記載のない項目が、プロセスチェックの項目にあり、提示を求められる。規定されていなくても作成しなければ指導が入るし、それほど作成の必要があるなら規定してしまえばよいと思うが。	プロセスチェックは、契約図書に基づき確認しているものです。

# 「工事関係書類等の適正化指針(案)」への意見に対する回答

No.	事例及び回答一覧	主なケース	意見			意見を踏まえ指針に記載 ※斜体:記載文
			県	立場	内容	
47	施工計画・ 施工管理体制	④ケース2 ⑫ケース2	高知県	①受注者	添付資料について担当出張所・監督官詰所でとりまとめ方法が違っている。 一方では確認決済できるものが、一方では差戻しとなる。 (統一を図っていただきたい。)	工事関係書類等の適正化指針を徹底させます。
48	施工計画・ 施工管理体制	④ケース2	香川県	①受注者	施工体制台帳の確認書類で、下請業者との注文書・注文請書で【下請工事約款・内訳書・産廃書類等】など同じ書類を添付しています、枚数の削減の為表紙以外の書類は、注文書又は注文請書どちらか一方に添付すれば良いと思います。	◎添付すべき書類は、「土木工事書類作成マニュアル」によるものとしますが、重複する書類については、省略することができます。
49	施工計画・ 施工管理体制	④ケース2	愛媛県	①受注者	今回工事は、機械器具設置工事で発注頂いておりますが、実質は、既設計測機器の製造メーカーによる調整が主作業となります。こういうケースにおいても施工体制台帳(再下請通知)の提出は、必要なのでしょうか。	施工体制台帳は建設業法で定められた台帳であり、建設業の下請契約を締結した場合は必要です。
50	施工計画・ 施工管理体制	④ケース2	高知県	①受注者	建退共などのコピーの提出がないのは、良い。	引き続き、工事関係書類等の適正化指針を徹底させます。
51	施工計画・ 施工管理体制	④ケース2	徳島県	③支援業務者	2-4施工計画書・施工管理体制【ケース2】施工体制等に関する書類の添付・準備 →添付書類に関しては、土木書類作成マニュアル(H31.4)P.14に記載されている内容で理解しているが、施工体制台帳に記入してある内容をチェックするには添付資料だけではチェックができない。施工プロセスチェック時に確認するような回答もあるが、それまで決裁を回さないのか、とりあえず決裁を回して後日チェックを行うのか不透明である。個人的には添付資料の内容がキチンと不備なく記入されていれば、それ以外はチェックする必要はないと思う。例えば、今までは健康保険番号、雇用保険番号など不備があれば修正してもらっていたが、厚生労働省の労働保険適用事業場検索システムを活用すれば加入状況が分かる。	「工事現場等における施工体制の点検要領」及びその運用に基づき、現場における施工体制の把握を行っているものである。 ◎なお、発注者が施工体制を適切に把握するため、「工事現場等における施工体制の点検要領」及びその運用に基づく点検にはご協力をお願いします。
52	施工計画・ 施工管理体制	④ケース3	徳島県	②発注者	「被共催者」と記載されていますが「被共済者」の誤りと思われる。	「被共済者」に修正
53	施工計画・ 施工管理体制	④ケース3	徳島県	③支援業務者	「被共催者」と記載されていますが「被共済者」の誤りと思われる。	「被共済者」に修正
54	施工計画・ 施工管理体制	④ケース3	徳島県	③支援業務者	【ケース3】建設業退職金共済制度の共済証紙購入確認のための提示資料において、率で買っているが、手持ち分を流用するようにと記入しては	率による購入確認に限定して提示資料を求めているものではありません。  購入という表現を修正します。 【ケース3】建設業退職金制度の実施状況確認のための提示資料 共済証紙が適切に運用されていることの把握が目的であれば、… ◎建設業退職金共済制度における共済証紙の実施状況を把握するための提示資料は…。

# 「工事関係書類等の適正化指針(案)」への意見に対する回答

No.	事例及び回答一覧	主なケース	意見			意見を踏まえ指針に記載 ※斜体:記載文
			県	立場	内容	
55	施工計画・施工管理体制	④ケース2	徳島県	③支援業務者	<p>施工体制台帳 建設業法のポイントに記載された書類だけの提出で他の資料は、施工プロセスチェック時に確認すると記述しています。受注者は全て揃ったものから抜粋して提出していますので書類削減になっていません。プロセスチェック時には、発注者と受注者双方に時間が取られていますので、負担軽減になっていません。</p>	<p>「工事現場等における施工体制の点検要領」及びその運用に基づき、現場における施工体制の把握を行っているものである。 ◎なお、発注者が施工体制を適切に把握するため、「工事現場等における施工体制の点検要領」及びその運用に基づく点検にはご協力をお願いします。</p>
56	施工計画・施工管理体制	④ケース2	徳島県	③支援業務者	<p>施工体制台帳 提出書類のみで判定するが、実際は受注者事務所に出向いての確認が必要であり、時間短縮にならない。</p>	
57	施工計画・施工管理体制	④ケース2	愛媛県	①受注者	<p>施工体制台帳添付資料について、「添付資料とは建設業法のポイントに記載された書類」で他資料は提出不要だが、プロセスチェック等の確認の為、提示となっている。提出しただけで整理しておく必要がある為、簡素化にはなっていないのではないかと？</p>	
58	施工計画・施工管理体制	④ケース2	徳島県	③支援業務者	<p>施工体制の把握表 概ね施工体制台帳提出及び施工プロセスチェックで確認されているのに、平成12年の工事現場等における施工体制の点検要領に基づき、把握表を作成することとなっています。昔の低入札工事を重点対象にしたものでありませんか。適正化指針の観点からも不要と思われる。</p>	
59	施工・安全管理	⑤ケース1	高知県	①受注者	<p>交通誘導警備員の集計表、伝票の写しを毎月提出していますが、集計表に配置者の名前の記入までは必要ないのでは。交通誘導警備員AO名、BO名の記入、集計で人数は分かるのではないかと思います。配置者の確認、人数は伝票の写しで確認できると思います。</p>	<p>精算する出来高数量確認を目的に、交通誘導員の勤務時間、資格等のチェックのため、氏名も記載した集計表の提出を求めているものであり、引き続きご協力をお願いします。 (毎月の提出は不要)</p>
60	施工・安全管理	⑤ケース1	愛媛県	③支援業務者	<p>毎月の誘導員集計表提出は何に基づいて提出するのか教えてほしい。</p>	



# 「工事関係書類等の適正化指針(案)」への意見に対する回答

No.	事例及び回答一覧	主なケース	意見			意見を踏まえ指針に記載 ※斜体:記載文
			県	立場	内容	
61	工程管理	⑥ケース1	徳島県	③支援業務者	2-6工程管理【ケース1】工期延期見込みの工事に対する実工程に合わない履行報告 →土木作成マニュアル(H31.4)P.73 1)工事履行報告書 ①工事履行報告書は、監督職員が工程を把握し必要に応じて、工事促進の指示を行うための書類である。 →維持工事においては、当初契約数量どおり履行する事がまずない。一般工事と違い指示書工事によるところが大きいので、工程管理で必要なのは除草工など、まとまった数量の指示で期間が長くなる場合のみ工程管理が必要であって、月毎の履行報告書は上記に書いてある目的を果たしていないと思う。必要なことは、契約金額に対して進捗率での割合(上限)2割超え・3割超えを気にする必要があるだけだと思う。それに関しては、受注者が管理するのではなく発注者が行えばいいので履行報告書は不要だと思う。	工事履行報告書は、契約書、土木工事共通仕様書1-1-1-24の「履行報告」にて提出を求めているものであり、引き続き提出してください。
62	写真管理	⑦ケース1	徳島県	①受注者	監督職員が臨場すれば写真不要とあるが、現実には技術検査の時には写真の提示が求められることから、写真の撮影は行わざるを得ない。検査体制に明記し、必ず守るような対応が必要と考える。	工事関係書類等の適正化指針を徹底させます。
63	写真管理	⑦ケース1	香川県	③支援業務者	監督員臨場の際の写真は全廃となっているが、検測書類だけでは後日会計検査など対外的な事実説明の際、説明しづらい。確認の際の状況写真のみ残しておけばどうかと考える。また、建築工事の場合、これでは適正に施工監理した証拠書類がなく、建築主事の竣工検査合格を得られないのでは?という意見もあった。 ◎不可視となる出来形の撮影の省略については、「土木工事書類作成マニュアル」に詳細を規定しました。臨場による確認箇所の出来形管理写真や、確認の際の状況写真は不要とします。 →◎不可視となる出来形の撮影の省略については、「土木工事書類作成マニュアル」に詳細を規定しました。臨場による確認箇所の出来形管理写真や、確認の際の過度な状況写真撮影は不要とします。	工事関係書類等の適正化指針を徹底させます。 ※全国基準として写真管理基準2-4(3)に規定 ◎ただし、監督技術基準等で定められた段階確認、立会項目を基本とします。
64	写真管理	⑦ケース1	徳島県	③支援業務者	立会時の写真について、監督職員が立会すれば不要となっているが、代表的な1枚、もしくは全体写真だけでも添付すべきでは と思う。	

# 「工事関係書類等の適正化指針(案)」への意見に対する回答

No.	事例及び回答一覧	主なケース	意見			意見を踏まえ指針に記載 ※斜体:記載文
			県	立場	内容	
65	写真管理	⑦ケース1	愛媛県	③支援業務者	「2-7 写真管理」について、写真管理基準の施工状況(施工中の写真)で「工種、種別毎に設計図書、施工計画書に従い施工していることが確認できるように適宜」と記載されているが、発注者・受注者の各々で個人差があるので、難しいと思いますが、「適宜」ではなく、撮影箇所や撮影頻度を決めて記載してほしい。 (施工計画書記載の一字一句の写真が必要ならば、膨大な写真になってしまう。)	写真管理は、設計図書(仕様書等)の内容を把握することを目的に実施しているものであり、工事内容によって、頻度や項目等はそれぞれ異なるものであり、着手前に施工計画とあわせて施工管理計画(写真管理)をしっかりと整備しておくべきである。
66	写真管理	⑦ケース2	高知県	①受注者	検査等に備えた写真撮影についてですが、鉄筋の常温加工や結束線の太さ等の写真は毎回求められる。撮影はしているができれば省略していただきたい。	写真管理基準の撮影箇所一覧表(全体)にて、「施工中の写真」で「工種、種別毎に設計図書、施工計画書に従い施工していることが確認できるように適宜」と規定され、また、その施工方法は共通仕様書にて規定されていることから写真撮影が必要です。なお、結束線等ミルシートで確認できるものは写真に限定しているものではない。
67	写真管理		高知県	①受注者	電子納品提出データ(工事写真)として、施工管理計画(写真管理計画)に記載している撮影頻度、提出頻度のどちらなのでしょう？	写真管理基準「3.整理提出」のとおり、「撮影頻度」に基づいて撮影した写真原本を電子媒体に格納してください。
68	材料品質管理書類	⑧ケース1	徳島県	②発注者	材料品質管理について、受注業者によっては鉄筋の加工後の写真を写真管理しているが、写真管理基準では配筋状況のみ写真管理することになっている。鉄筋の加工後の写真は不要であると指針(案)の中で不要なものは不要であると明示した方が良い。	工事関係書類等の適正化指針を徹底させます。
69	材料品質管理書類	⑧ケース1	徳島県	②発注者	材料品質管理について、鋼橋・鋼構造物工事では使用する材料のミルシートの外、ステンシルの写真、切断証明、膨大な切断前後の鋼材の写真が提出されている。莫大な資料の量なので提出書類の簡素化を図ってはどうか。簡素化を図り、不要なものは不要である旨、指針(案)に明示した方が良い。	土木工事共通仕様書、土木工事施工管理基準、写真管理基準など設計図書に基づき実施しているものであり、特に莫大な資料の提出を求めているとは考えていません。
70	材料品質管理書類	⑧ケース2	高知県	①受注者	数量計算時のマニフェストと集計表の提出は必要なのであまり変化が無いように思われる。	◎コピーは必要ありません。提示されるマニフェストにより適切に処理されているか確認を行います。 ◎ただし、契約数量として確認の必要がある場合は、集計表の作成をお願いします。

# 「工事関係書類等の適正化指針(案)」への意見に対する回答

No.	事例及び回答一覧	主なケース	意見			意見を踏まえ指針に記載 ※斜体:記載文
			県	立場	内容	
71	出来形管理書類	⑨ケース1	香川県	①受注者	下請け引取り検査について 標記指針(安)公表後の平成31年3月に、下請けからの引取り検査願書・検査状況写真及び出来形図・出来高確認資料・社内検査合格通知書と聞いたが、出来高確認資料だけでいいのか。	◎検測管理図・写真は必要ありません。 ◎建設工事標準下請契約約款で規定された、「工事完成の通知」「引き渡しの申し出」、「検査の結果」の通知が適切に書面で実施していることを確認しているものです。
72	出来形管理書類	⑨ケース1	徳島県	①受注者	下請け引き取り検査の確認書類について 毎月及び完成時の支払いの確認書類は、出来高検査請求書と出来高検査結果通知書の2枚程度に簡素化出来ないでしょうか。 下請けへの支払いは当然出来高数量に応じて行っていますが、検査時の書類としては請求書と結果通知書があれば確認出来ると考えています。	
73	出来形管理書類	⑨ケース1	高知県	①受注者	下請け引き取り検査の資料は、会社独自の資料で下請業者さんとやり取りしていた物とは別に、作成しなくてはいけなかったもので、いらぬ資料作成が減り良いと思う。	
74	出来形管理書類	⑨ケース1		②発注者	下請けの引き取り検査に関して、完了を認めるサインだけで引き取っていたり全景写真のみだったりする場合がありますがそれで良いかは疑問に思う。	
75	出来形管理書類		徳島県	②発注者	タイトルは「出来形管理書類」となっているが、対応は「出来高確認」となっていて相違があるのではないのでしょうか。内容からすると「出来高確認」と思われます。	意見の集約タイトルを使用している。
76	出来形管理書類		高知県	①受注者	施工管理計画(出来形管理計画)として、鉄筋加工寸法の管理項目はないが検査項目に記載されているので管理していますが。検査項目に準じて管理しておいた方がいいのでしょうか？	鉄筋加工寸法は、出来形管理ではなく、設計図書(図面、仕様書等)の履行を確認しているものです。
77	出来形管理書類		徳島県	③支援業務者	スランプ試験について、「道路橋床版は全運搬車試験を行うことになっているが、スランプ試験の結果が安定し良好な場合は監督職員と協議のうえ軽減できる。」と管理基準に謳われているが実際は軽減されていないことが多い。標記を最初の何台で良好な場合等に改訂し試験の回数を軽減して欲しい。	現時点においては、規定どおり、原則として全運搬車測定を行うことで対応していただきたい。なお、結果が安定し良好な場合におけるその後のスランプ試験の頻度については、その規模やバラツキ等から監督職員と協議して下さい。
78	日報等の報告		愛媛県	①受注者	翌週の週間予定表を毎週水曜日に電子メールで送っているのに、現道場の工事については、休日・夜間作業届を工事打合せ簿で提出する必要があるのでしょうか。情報共有システムで3日前に提出しても決裁がもらえるまで日数が掛る。(作業予定日より過ぎてから決裁が下りる)	マニュアルに以下の内容を追加します。 「休日・夜間作業の有無等を週間工程会議(週間工程表)等で監督職員が理由を含め事前に把握している場合においては、あらかじめ休日・夜間作業届を提出する必要はない。」

# 「工事関係書類等の適正化指針(案)」への意見に対する回答

No.	事例及び回答一覧	主なケース	意見			意見を踏まえ指針に記載 ※斜体:記載文
			県	立場	内容	
79	日報等の報告		徳島県	③支援業務者	週間予定表について立会の日程調整資料として作成を依頼するのであれば、改めて3日前までの段階・材料確認発議は必要無いのでは	工事関係書類一覧表にて定められた様式であるため、引き続き段階確認書を使用してください。
80	日報等の報告		徳島県	③支援業務者	日報については提出の義務がないということを請負業者には、伝えているがまだ作成してくるところもある。また検査の時に作業開始日等の受け答えを日報を使用して説明しているのも多い。	任意の書類であり、提出書類ではない。
81	日報等の報告		徳島県	③支援業務者	作業予定表では作業が変わることもあるので、週休2日等の調査、確認をするにあたり日報は必要である。(他の確認方法もあるが非効率である為)	週休2日の確認は、最終の施工計画書「(16)その他3)の休日計画」で実施日を反映されたもので確認ください。
82	完成図書	⑪ケース1	徳島県	①受注者	維持工事において、もともと設置されていた防護柵等を更新した場合でも道路管理台帳に記載しないといけませんが、2か年にわたる小規模の防護柵更新を記入するのに時間を要します。道路改良に伴う新設や撤去の記載はやむを得ないと思いますが、維持工事等での施設更新の場合は記載しなくてもいいのではないのでしょうか。	維持工事等の施設更新においても、更新年月がわかるよう、既存台帳に記載をお願いします。 ※「道路施設基本データ作成要領(案)平成28年3月国土交通省四国地方整備局」(P2・11行～)に記載のとおり、「維持工事など、道路施設の図面に変更が生じない工事については道路施設の図面を作成する必要はない。」「現況写真についても、道路施設形状に変更を加えない工事については作成する必要はない。」ことになっています。ただし、更新年月や補修年月の記載は、道路管理するうえで必要な情報と考えています。ご協力をお願いいたします。
83	完成図書	⑪ケース1	高知県	①受注者	道路管理台帳について完成検査前に作成するため時間がいないため、外注することが多い。受注者ではなく工事完成後に別の業務として作成するようにはどうか。	工事完成図書として、工事完成日までに提出することが原則です。道路管理台帳(道路施設基本データ)は、施工者が詳細に把握しており、施工者の責任において作成すべき完成図書なので、今までどおり、工事の中で作成をお願いいたします。
84	完成図書	⑪ケース1	徳島県	③支援業務者	道路施設台帳の構造物は事前に明確にして欲しいです。擁壁の高さが一定でない場合等、迷う事があります。	道路施設基本データの対象構造物に関して不明な箇所があれば監督職員と協議願います。また、道路施設台帳(道路施設基本データ)は、高さに幅を持たせて入力が可能です。(例)高さ:5.1~8.1m など)
85	完成図書	⑪ケース1	愛媛県	③支援業務者	2-11完成図書【ケース1】にて『道路管理台帳』との記載があるが、何を指しているのか曖昧となっている。『道路施設基本データ』であればそのように記載して欲しい。共通仕様書に記載されている『道路管理台帳』、『道路附图』などが混在しており、様々な解釈があるように思われる。	「道路施設基本データ」に修正します。(下記回答にも反映)

# 「工事関係書類等の適正化指針(案)」への意見に対する回答

No.	事例及び回答一覧	主なケース	意見			意見を踏まえ指針に記載 ※斜体:記載文
			県	立場	内容	
86	完成図書	①ケース1	愛媛県	③支援業務者	2-11 完成図書について 対応の他での提出は必要ありません。との記載がありますが、他とは何を意味しているかはっきり分からない。電子納品以外が必要なし→紙ベースが不要の意味でしょうか	<p>◆分かりづらい為、表現方法を見直します。</p> <p>【ケース1】 道路施設基本データ、道路橋維持管理資料、橋梁補修・補強工事調書等の作成</p> <p>【対応】 ◎道路施設基本データ等は、道路維持管理において重要資料であり、受注者が詳細に把握していることから、引き続き作成をお願いします。</p> <p>なお、土木工事書類作成マニュアルに、以下を追加します。 9-10成果品 (2)道路工事完成図等の電子成果品 受注者は、設計図書において道路工事完成図、道路橋維持管理資料、橋梁補修・補強工事調書等の作成対象工事と明示された場合、「道路工事完成図等作成要領(国土技術政策総合研究所資料)」に基づく他、下記により、電子成果品を作成しなければならない。</p> <p>1)道路施設基本データ(費用別計上) 「道路施設基本データ作成要領(案)(暫定版)H28.3」に基づき作成しなければならない。</p> <p>2)道路橋維持管理資料(費用は別計上) 「橋、高架の道路等の技術基準」(道路橋示方書:平成24年2月16日通知)により規定された、橋梁の維持管理に用いる資料として記録保存する資料であり、「道路橋関連資料の保存要領(案)H24.6」に基づき橋梁毎に作成しなければならない。</p> <p>3)橋梁補修・補強工事調書(費用は率計上) 「補修・補強工事調書の記入要領(案)H16.4」に基づき、橋梁毎に作成すること。</p> <p>情報BOX台帳及びハンドホール台帳については、台帳作成と費用面についての再周知、特記への記載等検討します。</p>
87	完成図書	①ケース1	徳島県	③支援業務者	2-11完成図書 対応で「道路橋維持管理資料は道路工事完成図等作成要領に基づく電子納品すること」となっているが「道路橋関連資料の保存要領(案)」に記載している保存の目的、作成方法及び保存方法と異なっており、受注者への指導に混乱を招く。	<p>1)道路施設基本データ(費用別計上) 「道路施設基本データ作成要領(案)(暫定版)H28.3」に基づき作成しなければならない。</p> <p>2)道路橋維持管理資料(費用は別計上) 「橋、高架の道路等の技術基準」(道路橋示方書:平成24年2月16日通知)により規定された、橋梁の維持管理に用いる資料として記録保存する資料であり、「道路橋関連資料の保存要領(案)H24.6」に基づき橋梁毎に作成しなければならない。</p> <p>3)橋梁補修・補強工事調書(費用は率計上) 「補修・補強工事調書の記入要領(案)H16.4」に基づき、橋梁毎に作成すること。</p> <p>情報BOX台帳及びハンドホール台帳については、台帳作成と費用面についての再周知、特記への記載等検討します。</p>
88	完成図書	①ケース1	愛媛県	③支援業務者	『2-11完成図書』は、どの書類がどの資料に含まれるかなど図化により、受注者に分かりやすくすれはどうでしょうか。	道路管理台帳などの完成図書について、土木工事書類作成マニュアルに分かりやすく記載します。 「完成図作成要領」を令和2年2月13日改正し、四国地方整備局HPへ掲載しています。

# 「工事関係書類等の適正化指針(案)」への意見に対する回答

No.	事例及び回答一覧	主なケース	意見			意見を踏まえ指針に記載 ※斜体:記載文
			県	立場	内容	
89	完成図書		徳島県	①受注者	発注図面が現場状況と一致しておらず修正が必要な場合がまだ見受けられます。特に官民が隣接しているような現場はより正確な図面作成をしてもらいたい。	工事関係書類等の適正化指針を徹底させます。
90	完成図書	①①ケース2	愛媛県	③支援業務者	・隣接する既設工事の完成図面のデータが反映されていない発注図面が散見される。 工事発注時の作業軽減が必要かと思われまます。	
91	完成図書	①①ケース2	徳島県	①受注者	完成図・発注図の修正について、発注者が自主的に修正することではなく、受注者任せになっているのが現状である。その文化を改めることからスタートではないか。	
92	完成図書	①①ケース2	—	①受注者	発注図面は常に修正されていない。修正の仕方がわからないのではないのでしょうか。	
93	完成図書	①①ケース2	高知県	③支援業務者	ケース2の対応に「製図基準に適合していない発注図面の修正は、発注者が修正し、受注者へ提供することを徹底します。」とありますが、当初発注図からレイヤー・図枠・線の太さ・文字の大きさetc.等、基準に該当していないので発注図は製図基準を満たしたものが欲しい。	
94	完成図書	①①ケース2	愛媛県	③支援業務者	製図基準に適合していない発注図面の修正は、発注担当課にて行う。また、発注図面や数量及び設計成果資料は発注担当課から受注者に提供してほしい。	
95	完成図書	①①ケース2	徳島県	②発注者	製図基準に適合していない発注図面の修正は、発注者が修正し、受注者へ提供することを徹底することは、当然だと思いますが、瑕疵修補期間内に、完成図書として提出された図面が製図基準等に適合していないことが、判明した場合は、修補要請により対応する旨を記載する。(完成検査で受け取っていたとしても、全数検査では無く抽出検査でしか無い)  一方で、完成図書として提出した資料のミスを自ら確認し、他に影響等を及ぼしていない場合は、差し替え等を容認する制度も必要では無いのか?(現場裁量で対応している場合はあるかと思いますが)	
96	完成図書	①①ケース2	愛媛県	③支援業務者	照査において発注図面の修正は軽微な案件であっても必要な経費は変更契約対象。	完成図書に関する記載であり、通常の場合は、土木工事共通仕様書1-1-1-3 設計図書の照査により判断下さい。
97	完成図書		徳島県	①受注者	工事完成調書について竣工検査前に工事完成調書を作成して提出していますが、工事概要、施工の方法等、他の提出書類(施工計画書等)を見れば解るので不要ではないのでしょうか?	完成図の一部として作成しているものであり、他の提出物(工事関係書類)とは異なるものであり、引き続き作成をお願いします。なお令和2年4月1日以降完成工事からは不要です。

# 「工事関係書類等の適正化指針(案)」への意見に対する回答

No.	事例及び回答一覧	主なケース	意見			意見を踏まえ指針に記載 ※斜体:記載文
			県	立場	内容	
98	監督体制・情報共有	⑫ケース2	高知県	①受注者	各事務所、各職員、各現場技術員によって対応が違うため、工事関係書類の適正化に活発な方が担当であれば、書類作成に要する時間や業務改善に効果はあると思うが、そうではないのが実情である。	工事関係書類等の適正化指針を徹底させます。
99	監督体制・情報共有	⑫ケース2	愛媛県	①受注者	適正化と言うが、書類の作成に於いて結局は担当する主任監督員や現場技術員の意見に左右されているのが現状。不明点を問い合わせると、必ず”必要と思います”と言い、この根拠不明な理由で作成を余儀なくされる。その年で作成する書類の数や量が大きく変化することがその証拠。「受注者を巻き込んで適正化を」とかいう前に、発注者側の意識の統一にまず着手すべき。	
100	監督体制・情報共有		愛媛県	③支援業務者	発注者の役割分担が明確化されていないので、改善してほしい。(資料作成業務なのか工事監督支援業務なのか積算業務なのか、明確でない)	業務内容については、支援業務共通仕様書等のおりであるが、役割分担については下記を基本とする。実施については監督職員と発注担当課で調整してください。 (ケースバイケース) ・現場条件変更に伴うもの:監督支援 ・追加や設計条件に伴うもの:技術資料作成
101	監督体制・情報共有		高知県	③支援業務者	対応欄について「発注者・・・」と明記している箇所について、発注担当課か監督職員で区別して記載してほしい。	業務内容については、支援業務共通仕様書等のおりであるが、役割分担については下記を基本とする。実施については監督職員と発注担当課で調整してください。 (ケースバイケース) ・現場条件変更に伴うもの:監督支援 ・追加や設計条件に伴うもの:技術資料作成
102	設計変更	⑬ケース1	徳島県	③支援業務者	設計変更対応:施工性の向上に係わる場合の変更はケースバイケースと記載 現場条件と変更が無い場合は設計変更の対象としない等の補足が必要と思われる。	◎ただし、予期せぬ事象等により施工性の向上に係る場合の変更はケースバイケースの対応となります。
103	その他		高知県	①受注者	根本的な基準・規定等(共通仕様書や管理基準等)を見直さない限り、本質的な工事書類の簡素化には至らないと思われる。	「目安箱」を設置しておりますので、個々具体的な意見をいただければ改善の可否について検討していきます。
104	その他		徳島県	③支援業務者	施工体制の把握において、プロセスチェックで確認しているため、検査時に提示する施工体制の把握資料は重複している。	平成26年5月16日付国地契第7号【「工事現場等における施工体制の点検要領の運用について」の一部改正について】により、一括下請けの点検のため実施しており、引き続き作成をお願いします。
105	その他		徳島県	③支援業務者	排ガス対策型の建設機械の確認は、プロセスチェックで実施しているため、検査時に確認する必要はないのでは。	検査は、契約図書に基づき適正な施工について確認する必要があることから実施しているところであるが、現在、監督職員と技術検査官の重複確認廃止の徹底等を目的に、「検査書類限定型モデル工事」の試行を実施しているところであり、引き続き、改善に向けて検討を進めていきます。

# 「工事関係書類等の適正化指針(案)」への意見に対する回答

No.	事例及び回答一覧	主なケース	意見			意見を踏まえ指針に記載 ※斜体:記載文
			県	立場	内容	
106	その他		徳島県	③支援業務者	土木工事書類作成マニュアルの引用について、対象ページの記載。(6ページでは「土木工事書類作成マニュアル」(P.1)と記載されており7ページでは「土木工事書類作成マニュアル」に追記…としか書かれていない。対象ページの記載があったほうわかりやすい。)	毎年、改正を行うことを前提としていることから、ページ記載については全て削除します。(P.1を削除)
107	その他		徳島県	①受注者	改善要点がわからない。	引き続き、工事関係書類等の適正化指針を徹底させます。
108	その他		徳島県	①受注者	2-1 協議書から2-14 その他について、対応等について説明もあり、非常にわかりやすいです。目安箱の取り組みもあり、こちらの意見も提出しやすく大変良い取り組みだと思います。	
109	その他		徳島県	①受注者	適正化指針(案)をあまり理解していないので不安がある。適正化指針(案)を良く理解出来れば書類に作成時間は減らせると思っています。	
110	その他		高知県	②発注者	近年でも「国土交通省は県工事と比べて、まだ書類が多い」といった意見を聞いたことがある。	
111	その他		徳島県	①受注者	弊社も検討WGに参加しており、いまのところ改定意見等は見当たらない	
112	その他		—	①受注者	【対応】がきちんとされるのであれば、今のところ特にありません。	
113	その他		香川県	①受注者	まだ、浸透しておらず不要となった書類もとりあえず作っておくことが多い。受発注者とも浸透してくれば作業も減り効果も高くなるので、周知を進めて欲しい。	引き続き、工事関係書類等の適正化指針を徹底させます。
114	その他		愛媛県	①受注者	書類の簡素化がなされていると思う。	
115	その他		愛媛県	②発注者	事例に対しての回答として、「発注者の指導・徹底を行います。」という回答文面が多く見受けられるが、全然改善できていないような案件が多々あるように感じる。まず発注者から改善しないと工事書類は減少しない。指針が浸透するにつれて、受注者から不満の意見が増えるのではないかと危惧している。	今年度行った同様のアンケートを毎年度実施し、その結果を研修、キャラバンやフォローアップを通じて、職員、支援業務従事者へ周知を重ねていくしかない。
116	その他		愛媛県	①受注者	適正化指針なのだろうか？ただ普通になっただけではないのだろうか。	適正化指針は、工事施工にあたって「土木工事書類作成マニュアル」に触れられていない、あるいは取扱いが曖昧なケース等について、対応方法を整理し、具体的な対応事例を明示したものです。(位置づけ:土木工事書類作成マニュアルの補足資料)
117	その他		香川県	③支援業務者	提出物、提示物の仕分け区分が明解でない。(受注者に対して助言できない部分がある)	基本的には、「土木工事書類作成マニュアルの工事関係書類一覧表(受注者書類作成の位置付け)」に記載しているとおりであるが、別途、特記仕様書等の設計図書で示されたものはそれによるものとする。



## 「工事関係書類等の適正化指針(案)」への意見に対する回答

No.	事例及び回答一覧	主なケース	意見			意見を踏まえ指針に記載 ※斜体:記載文
			県	立場	内容	
118	その他	全般	愛媛県	②発注者	受注者に委ねていた部分が発注者が行うことにより工事監督業務が増えていく傾向であり、発注者と受注者の作業分担が曖昧な表現にとれる事項を明確(具体的)にしておくべきと思われる。	個々具体的な意見をいただければ改善の可否について検討していきます。
119	目安箱		徳島県	③支援業務者	書類適正化目安箱の活用においては、現在、会社名名前メルアドが必須記入となっていますが、九州地整のように無記名も可能としてはどうでしょうか？無責任な投稿も困りますが、意見が集まらないのはもっと困ります。対象者を工事だけでなく、すべての受注者に拡大してはどうでしょうか。	目安箱へ投稿された内容の詳細を確認しており、必須となります。